

自己資本比率規制における繰延税金資産に関する  
算入の適正化及び自己資本のあり方について

平成16年6月22日

金融審議会金融分科会第二部会

自己資本比率規制に関するワーキンググループ

## 自己資本比率規制に関するWGメンバー名簿

平成16年6月現在

座長	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	秋場 節子	ドイツ証券ディレクター
	伊藤 元重	東京大学大学院経済学研究科教授
	翁 百合	(株)日本総合研究所主席研究員
	小関 広洋	野村証券(株)金融市場部シニア・アドバイザー
	小原 由紀子	クレディ スイス ファースト ポストン証券ディレクター
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	木村 剛	K F i 代表
	小宮山 賢	あずさ監査法人・公認会計士
	笹島 勝人	U B S 証券シニアアナリスト
	佐藤 英明	神戸大学大学院法学研究科教授
	鈴木 優	住友信託銀行(株)常勤監査役
	伝川 幹	(株)読売新聞東京本社経済部長
	永易 克典	(株)東京三菱銀行常務取締役
	深尾 光洋	慶應義塾大学商学部教授
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
森平 爽一郎	慶應義塾大学総合政策学部教授	
箭内 昇	アローコンサルティング事務所代表	
オブザーバー	前川 洋二	(株)横浜銀行経営企画部主計室長
	奥 和登	農林中央金庫総合企画部副部長
	小島 信夫	(株)京葉銀行常務取締役総合企画部長
	柴田 敏彦	城北信用金庫総合企画部長
	田中 政文	山梨県民信用組合美駒統括本部長
	田辺 昌徳	日本銀行信用機構室審議役

〔計25名〕

## 自己資本比率規制に関するワーキンググループの日程・議事内容

第1回	15年	2月6日(木)	・総論
第2回		3月11日(火)	・税制・会計等
第3回		4月4日(金)	・税制・会計等
第4回		4月24日(木)	・監督規制のあり方
第5回		5月28日(水)	・監督規制のあり方
第6回		6月13日(金)	・監督規制のあり方
第7回		6月25日(水)	・これまでになされた議論の整理
第8回		7月10日(木)	・「経過報告」の座長試案に関する議論等
第9回		7月17日(木)	・「経過報告」の座長試案に関する議論

(7月28日(金) 金融審議会金融分科会第二部会に経過報告)

第10回		10月8日(水)	・経過報告で示された論点等
第11回		12月12日(金)	・主要行9月中間決算 ・主要行の繰延税金資産の情報開示の拡充 ・9月中間決算を踏まえた銀行からのヒアリング
第12回	16年	2月6日(金)	・16年度税制改正 ・15年9月期の不良債権の状況 ・経過報告で示された論点のうち多様な意見 が出された論点
第13回		3月25日(木)	・経過報告で示された論点のうち多様な意見 が出された論点2
第14回		4月27日(火)	・論点整理
第15回		6月15日(火)	・報告書の座長試案に関する議論

「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する  
算入の適正化及び自己資本のあり方について」  
目次

はじめに

1. 経過報告における議論とその後の議論の経緯
  - (1) 経過報告において概ね一致できた論点
    - 自己資本比率規制の目的・位置付け
    - 自己資本比率規制の問題点・留意点
    - 繰延税金資産の資産性
    - 繰延税金資産の発生・増加要因と現状
    - 繰延税金資産の今後のあり方
    - 繰延税金資産に係る情報開示の拡充
  - (2) 経過報告において多様な意見が出された論点
  - (3) 経過報告後の議論の経緯
2. 繰延税金資産の算入の適正化に関する基本的考え方
  - (1) 繰延税金資産の資産性と預金者保護
  - (2) 金融機関の経営状況と繰延税金資産の脆弱性
  - (3) 繰延税金資産の脆弱性(不安定性)と監督規制の有効性
  - (4) 繰延税金資産の算入の適正化の必要性
3. 繰延税金資産の算入の適正化に関する留意点
  - (1) 金融システムへの影響、マクロ経済政策との整合性
  - (2) 不良債権処理目標等との整合性
  - (3) 税制との関係
4. ダブル・ギアリングについて

おわりに

はじめに

「金融再生プログラム」(平成14年10月30日金融庁)及び「金融再生プログラム作業工程表」(平成14年11月29日金融庁)において、自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方に関する考え方の整理について、金融審議会において、速やかに検討することとされた。

これを受けて、平成15年2月から、金融審議会金融分科会第二部会の自己資本比率規制に関するワーキンググループにおいて、平成15年7月の同部会に対する経過報告をはさんで、議論を行い、自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方についての考え方を整理した。

## 1. 経過報告における議論とその後の議論の経緯

### (1) 経過報告において概ね一致できた論点

平成15年7月に取りまとめられた自己資本比率規制に関するワーキンググループ(以下、ワーキンググループ)の経過報告においては、まず、自己資本比率規制の目的及びその運用に当たっての問題点・留意点についての整理が行われた。

繰延税金資産については、「その資産性が将来の課税所得に依存していることや、金融機関が破綻した場合には無価値になるという脆弱性」、及び、「繰延税金資産の自己資本に対する割合が将来的に低下していくことが望ましい」との認識について概ね一致が見られた。ただし、「取組方法については、考慮すべき事項を含め様々な意見が出された」ところである。

また、同経過報告においては、繰延税金資産に係る情報開示の拡充について、繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高めるために、有効な方策の実施が求められた。

以下では、経過報告において概ね認識の一致が見られた論点について敷衍する。

#### 自己資本比率規制の目的・位置付け

信用秩序の維持と預金者保護を図るためには金融機関の経営の健全性を維持する必要がある、これは金融行政上の重要な課題として位置付けられている。自己資本比率は金融機関の経営の健全性を判断する際の基本的な指標であり、自己資本比率規制は健全性確保のための手段として重要な役割を果たすことが期待されている。

自己資本比率規制に関しては、バーゼル銀行監督委員会の「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」(1997年)及び「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(いわゆるバーゼル合意、1988年)において、その目的が、信用秩序の維持と国際業務に携わる銀行間の競争上の公平、さらには預金者等が損失を被るリスクの削減であることが明らかにされている。

経過報告においては、このような監督規制上の自己資本比率の定義は、透明性を確保した形で、監督当局が、監督行政の視点から主体的に判断

する必要があるとされた。また、各金融機関は、規制上の自己資本比率の確保は当然のことであるが、自らの経営戦略において、リスクに見合う適正な自己資本の水準を確保するよう、自己資本の充実に努めることが必要であるとされた。

#### 自己資本比率規制の問題点・留意点

自己資本比率規制については、その有効性を巡って、破綻直前には表面上自己資本比率の健全性の基準を満たしていた金融機関でも、破綻後は債務超過となる事例が多かったこと、自己資本比率の健全性の基準を一旦下回ると、早期是正措置の発動により経営改善を図る間もなく破綻に至ったり金融危機対応が必要となるケースがあったことに鑑みて、制度に期待された効果が十分に発揮されていないのではないかという疑問が出された。

このような自己資本比率規制の有効性への疑問に関しては、金融機関の不良債権に対する引当が不十分であったことや、多額の株式・債券を保有していたこと、あるいは破綻時には無価値となる繰延税金資産が多額であることにより、公表される自己資本比率が信頼できないのではないかという点などが指摘された。

一方で、自己資本比率規制がもたらす副作用や弊害については、規制上の最低自己資本比率を下回ると、監督上の措置が発動されて、経営者の経営支配権が制約されたり退任を求められることから、自己資本比率が最低自己資本比率に近づいている状況では、金融機関がこうした措置の発動を避けるため、もっぱら比率の達成を目的とした行動をとるために経営に歪みが生じるのではないかという見方が示された。

金融機関がこのような比率の達成を目的とした行動をとる場合には、景気が良い時には自己資本が増加して信用膨張を可能とする一方で、景気が悪い時には自己資本が縮小して信用が抑制されることにより、景気の変動を増幅する効果があると考えられる。

したがって、経済状況が厳しい時に、自己資本比率規制を厳しく変更する場合には、経済状況の悪化をさらに促進する効果をもつのではないかという意見が出された。

### 繰延税金資産の資産性

税効果会計は、企業会計上の収益又は費用と課税所得計算上の益金又は損金の認識時点に相違等がある場合に、法人税等の額を適切に期間配分することで、企業会計上の利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする企業会計上の調整であり、わが国の金融機関においては、平成11年3月期決算から財務諸表及び連結財務諸表について適用されることになった。

税効果会計導入によって発生する繰延税金資産については、将来の課税所得という未確定のものにより資産性が判断されることから、その判断により計上額が大きく振れる可能性があること、及び、金融機関が破綻した時には無価値となることから、脆弱性があるとの認識で概ね一致した。

### 繰延税金資産の発生・増加要因と現状

繰延税金資産の発生・増加要因に関しては、特に税務上の無税償却の範囲が限定されており、貸倒引当金について税法上認められる損金算入の時点が遅いことが大きな要因と指摘されている。金融機関が税効果会計の導入とともに不良債権処理を加速し引当の厳格化を進めた結果、企業会計上の引当処理とオフバランス化との間には一定のタイムラグが避けられないことから繰延税金資産が増加したという関係については、認識が概ね一致した。

このようにして発生・増加した繰延税金資産の計上額が多額となり、自己資本に対する割合が高くなっているとの現状認識についても概ね一致した。

### 繰延税金資産の今後のあり方

繰延税金資産の今後のあり方については、上記の現状認識に基づき、資本の質が何らかの形で改善されていくことが必要であり、繰延税金資産の自己資本に対する割合が将来的に低下していくことが望ましいとの認識で概ね一致をみた。ただし、取組方法については、考慮すべき事項を含め様々な意見が出された。



このうち繰延税金資産の額に関しては、不良債権の最終処理が進展すると、繰延税金資産は減少していくと考えられることから、引き続き不良債権のオフバランス化の促進が必要であるという意見が出された。

一方で、収益力が回復すれば、金融機関の自己資本が充実するとともに、将来の課税所得の判断に依存している繰延税金資産の資産性及び信頼性が高まることから、金融機関に対しては、合理的な自己資本政策を持ち、収益力の向上に努め、自己資本の充実のための最大限の努力を行うことが求められた。

さらに、行政当局においても、こうした金融機関の自主的な努力を監視し促進する積極的な取組みが求められた。

なお、税効果会計という制度自体については、企業会計と税務会計の相違の調整を図るものであり、世界的に用いられている制度であることから、異論は特に出されなかった。

#### 繰延税金資産に係る情報開示の拡充

繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高めるためには、市場が自己資本の質や量を判断して、市場原理で金融機関を律するのが望ましいという意見が出され、繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関して、繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高めるための情報開示の拡充等について、速やかに検討し、有効な方策を実施することが求められた。

こうした経過報告を受けて、平成15年10月31日に、金融庁から主要行に対して「繰延税金資産の情報開示の拡充について」の要請がなされ、算入根拠、過去5年間の課税所得、実質業務純益・税引前当期純利益の見込み額、調整前課税所得の見積り額、及び繰延税金資産・負債の主な発生原因についての開示の拡充が求められた。これに基づき、主要行各社は、平成15年9月中間決算から要請を踏まえた繰延税金資産の情報開示の拡充を行っている。

(注) 繰延税金資産の情報開示の拡充については、経過報告後のワーキンググループの会合において、繰延税金資産に関して市場が注目するのは、金融機関が繰延税金資産を回収するために今後どのよう

に収益をあげていくのか、あるいは、繰延税金資産計上の前提となる収益はどの程度ストレスをかけたものなのかという点であるという意見や、平成15年9月中間決算から始まった情報開示の拡充によって繰延税金資産の内容が相当の確度で分かるようになってきており、市場監視も相当のところまで来たのではないかという意見があった。

## (2) 経過報告において多様な意見が出された論点

経過報告においては、繰延税金資産について、その自己資本に対する割合が将来的に低下していくことが望ましいとされたが、そのための監督行政上の取組みを議論するに当たって留意すべき事項について様々な意見が出されるとともに、取組方法等についても、自己資本比率規制のルールの見直しを含めて様々な意見が出された。

また、ダブル・ギアリングに関しては、特に、わが国の金融機関と生命保険会社との間での資本の相互拠出について議論が行われ、金融機関の自己資本比率規制における金融機関が保有している保険会社の資本調達手段の取扱いを巡って意見が分かれた。

## (3) 経過報告後の議論の経緯

このような経過報告の議論を踏まえて、ワーキンググループが平成15年10月から平成16年6月にかけて、計6回開催され、経過報告において概ね一致が見られた論点について確認するとともに、金融機関の不良債権、収益及び繰延税金資産についての足元の動向と将来見通しを踏まえて、経過報告において多様な意見が出された論点についての議論が行われた。

以下の2.以降は、経過報告において多様な意見が出された論点について、経過報告後の議論を踏まえ、考え方を取りまとめたものである。

## 2. 繰延税金資産の算入の適正化に関する基本的考え方

### (1) 繰延税金資産の資産性と預金者保護

金融監督当局は、金融機関の健全性を図る基準について、企業会計原則等に基づく財務諸表を前提としつつも、預金者保護や信用秩序の維持

の観点から、企業会計上の基準とは異なる監督上の基準を主体的に定めることにより、金融機関の健全性の確保に努めることが求められる。

経過報告において、繰延税金資産については、その資産性が将来の課税所得に依存していることや、金融機関が破綻した場合には無価値になるという脆弱性があるとの認識で概ね一致していたところである。

このような認識の下で繰延税金資産の算入の適正化について考える際、破綻時には繰延税金資産だけでなく繰延資産についても無価値になるほか、清算時には固定資産等の価値も大幅に下がることから、破綻時に繰延税金資産が無価値になることを敢えて強調することを疑問とする意見もある。

しかしながら、繰延税金資産の自己資本に対する割合が大きくなっているわが国の主要行の現状に鑑みれば、破綻時に無価値になる繰延税金資産の脆弱性は預金者保護等の観点から看過できないと考えられる。

したがって、監督当局が、繰延税金資産に対して、企業会計上の基準とは異なる監督上の基準に従い、その圧縮を求めることには、一定の妥当性があると認められる。

(注) 自己資本比率は、企業会計原則等に基づく財務諸表に基づいて算出されるものであり、企業会計を全く離れたものにはなり得ない。しかし、監督上の観点から、現在でも、財務諸表の計数に所要の調整を加えて自己資本比率は算出されている。

繰延税金資産の資産性については、企業会計上は、破綻に限りなく近い状況まで来て初めて資産性を否定するかどうかの議論が出てくるのに対して、監督上は、早期是正措置を発動するかどうかという、企業会計上の議論よりも早い段階で資産性を考えるという違いがあるとの指摘があった。

## (2) 金融機関の経営状況と繰延税金資産の脆弱性

繰延税金資産の脆弱性のうち、繰延税金資産の資産性が将来の課税所得の予想に依存している点については、まず、会計上厳正な計上求められるところである。

(注1) この点については、平成15年2月の日本公認会計士協会の会長通牒を受けて、監査人と金融機関が議論を重ねて、相当のリスクシナリオを想定した上で、繰延税金資産について厳正に計上されている上、当局検査においても厳しいチェックを受けているという指摘がある。これに対しては、現状において繰延税金資産が厳正に計上されていないということが妥当ではないとしても、繰延税金資産の規模が大きくなり過ぎているという厳然とした事実があることから、引き続き厳正な計上が求められるという意見があった。

(注2) 繰延税金資産の資産性は、将来の課税所得の予想に依存していることから、その会計上の評価に当たっても将来収益の変動リスク等の繰延税金資産が内包するリスクを計量的に把握し、反映させる等の統計的手法を活用すべきではないかという考え方がある。

これは、新BIS規制において、金融機関が保有する資産に対するリスクウェイトを算出するに当たって、資産が毀損する可能性を定量的に把握する統計的手法(信用リスクにおける内部格付手法)が認められる見込みであることに鑑み、繰延税金資産の資産性を評価するに当たっても、同様の統計的手法を活用するという考えである。

しかしながら、繰延税金資産の資産性を評価するための統計的手法の具体的方法は確立しておらず、現実的には、監督当局のみならず民間金融機関にとっての中長期的な検討課題であると考えられる。

次に、破綻時に無価値になるという繰延税金資産の脆弱性については、金融機関の経営状況に応じて脆弱性の度合いが異なるものと考えられる。特に、経営状況が悪化している金融機関については、繰延税金資産が無価値になるリスクが高いことから、預金者保護等の観点からの問題が大きくなると考えられる。

(注) 繰延税金資産の脆弱性に関するその他の問題点として、繰延税金資産の問題が放置されると、市場が、時々で繰延税金資産に注目

したり、しなかつたりするために、銀行の株価のボラティリティが高まり、ひいては株式市場全体のボラティリティを高めることで市場の信頼性が損なわれるという指摘がある。

### (3) 繰延税金資産の脆弱性(不安定性)と監督規制の有効性

早期是正措置は、預金者保護等の観点から、監督当局が、自己資本比率に基づき、金融機関が経営改善への取組みを適時かつ迅速に行うよう促すことを目的としているものであり、金融機関の経営が極度に悪化することを未然に防止することが期待されるとともに、万が一破綻が免れない場合の処理コストの軽減にもつながると考えられる。

まず、早期是正措置の有効性を確保するためには、自己資本比率が金融機関の経営実態を的確に反映するものである必要がある。そのために、金融機関が自らの責任において企業会計原則等に基づき厳正な自己査定による適正な償却・引当を行うことにより、資産内容の実態を的確に反映した財務諸表を作成することが前提となることは改めて言うまでもない。

この点に関しては、監督当局においても、金融機関の経営実態を的確に把握し、早期是正措置を適時に発動するよう、より一層の努力が必要との指摘があった。

次に、繰延税金資産についての監督規制の有効性については、公的資金注人行に関しては、既に、経営健全化計画に基づく厳しい監督がなされているほか、収益性に関しては、早期警戒制度(後述)の対象とされていることから、これ以上の監督上の措置は必要ないのではないかという意見や、市場規律に従うのがあるべき姿ではないかという意見がある。

他方、資産性が脆弱である繰延税金資産の自己資本に対する割合が高い状況においては、現在の計算方式の下では将来収益の見通し次第で自己資本比率が大きく変動する可能性があり、このため自己資本比率は早期是正措置のトリガーとして有効に機能していないとの指摘もなされているところである。

自己資本比率規制の本来の役割からして、繰延税金資産の脆弱性により自己資本比率が早期是正措置のトリガーとして必ずしも有効に機能しないとするならば、よりよく機能するよう自己資本比率の計算方式を改めること

が考えられる。

ところで、早期是正措置とは別に、早期是正措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るために、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるという観点から、金融機関に早め早めに経営改善を促す仕組みとして、早期警戒制度が存在する<sup>1</sup>。

(注) 早期警戒『制度』という名称は、今までにない行政手法を用いる新しい制度であるかのような印象を与えるが、金融機関の健全性悪化の兆候を見逃さず監督行政を行うことは諸外国を見ても監督当局として当然のことであり、むしろ、早期警戒の『枠組み』と理解する方がその意図するところに近いのではないかという指摘があった。

繰延税金資産の脆弱性への対応について、早めに経営改善を促すことができるという理由から早期警戒制度が有効であるとする意見があったのに対して、自己資本比率が金融機関の経営実態を的確に反映するようになることがあくまで重要であり、行政の透明性の観点からも発動の基準が明らかにならない早期警戒制度よりは自己資本比率規制における対応が望ましいという反対意見もあった。

さらに、早期是正措置も早期警戒制度も、監督当局に与えられた監督のツールであることから、どのような手法(あるいは両方の手法)を適用するかは監督当局の主体的な判断によるべきであるとの意見もあった。

#### (4) 繰延税金資産の算入の適正化の必要性

上記(1)～(3)を踏まえると、多様な意見はあるものの、預金者保護等の観点から繰延税金資産の脆弱性は看過できず、監督当局が早期是正措置がよりよく機能するよう自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化を行うことが適当との意見が大勢を占めた。

なお、早期是正措置に加えて、別途、監督当局が早期警戒の取組みを

---

<sup>1</sup> 早期警戒制度においては、基本的な収益指標、大口与信の集中状況等、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準の4つの基準を設けている。

行うことは必ずしも排除されるものではないと考えられる。

ただし、算入の適正化は金融システム、マクロ経済等に大きな影響を与えかねないことから、実施の際には次の3.において記述する点に留意することが必要である。

なお、具体的な算入の適正化の手法に関し、特に経営状況の悪化している金融機関については破綻時に無価値になる繰延税金資産の脆弱性の問題がより大きくなること、及び、経営の良好な金融機関に不必要な規制を課すべきではないことから、金融機関の経営状況の悪化に応じて段階的に算入の適正化を行うべきとする意見があった。

このような意見については、考え方としては妥当性があるといえるものの、実際の算入の適正化に当たっては、一律の基準を用いることも合理的であると考えられる。その理由として、規制はできる限り簡素なものであることが望ましいこと、及び、経営状況が良好な金融機関については繰延税金資産が過大に積み上がることは考え難く、算入の適正化がそうした金融機関の活動の実質的な制約とはなりにくいと予想されることが挙げられる。

### 3. 繰延税金資産の算入の適正化に関する留意点

#### (1) 金融システムへの影響、マクロ経済政策との整合性

自己資本比率は、金融機関の経営の健全性を判断するための指標であり、このような自己資本比率に基づく早期是正措置は、あくまで金融機関に対して経営改善の取組みを求めることを目的とするものである。したがって、自己資本比率規制及び早期是正措置の運用に当たっては、上記の目的にそぐわない意図せざる悪影響が生じないように注意を払うことも、また重要である。

特に、自己資本比率規制及び早期是正措置は、金融機関を破綻に追い込むことを目的とするものではないことから、金融機関が合理的な経営努力では達成不可能な基準を設けることは、金融機関に経営改善の取組みを求めるという規制の本来の目的、及び、金融システム不安を起こさせないという政府の方針と整合的とはいえないことに留意すべきである。

また、経過報告の指摘にも見られるように、経済状況が厳しい時、あるいは、金融機関の自己資本比率が最低所要自己資本比率に近づいている時に、自己資本比率規制を厳しく変更する場合には、金融機関の貸出の抑制を通じて、経済状況の悪化を促進し、そのことが金融機関の自己資本比率の向上をかえって妨げる効果をもつ可能性が考えられる。

現在、政府全体としてもデフレ克服に取り組んでいるところであり、繰延税金資産の算入の適正化は、こうしたマクロ経済政策上の目標と整合的であればならない。

以上のことから、繰延税金資産の算入の適正化に当たっては、金融システムへの影響や、マクロ経済政策との整合性を考慮し、適当な経過期間を設けて段階的に実施することが望ましい。

(注) 算入の適正化を実施する際、当局が告示等により実施スケジュール全体を予め明らかにしておくことは、金融機関や市場参加者にとって予見可能性を高める効果があるとの指摘があった。

なお、金融機関への影響に関して、邦銀が海外でも競争しているので、邦銀の競争力を削ぐような繰延税金資産の算入の適正化を行うことは避けるべきではないかという意見がある。

これに対しては、国際的に活動している金融機関については、むしろ、海外の当局に対して健全性を示す証となるよう、国際的に見ても恥ずかしくないような算入の適正化を率先して行うことが必要であるとの指摘がなされている。加えて、国際的に活動している金融機関については、金融機関自身が経営目標として自発的に繰延税金資産の減少に取り組んでいる結果、算入の適正化が実効的な制約となることは少なく、競争力を削ぐようなものにはならないことが予想されるという指摘もある。

## (2) 不良債権処理目標等との整合性

現在、主要行は、金融再生プログラムに基づき、平成17年3月末までに、不良債権比率を半減するという目標の達成に向けた健全化に取り組んでいる最中である。経過報告においても、「不良債権処理の促進と繰延税金



資産の増加は表裏一体であり、繰延税金資産の制度が有効に機能してきたから不良債権の処理が進んできている。積極的な不良債権処理を進めている状況下で見直しを行うと混乱が起きる。」という指摘がなされているところである。

繰延税金資産の算入の適正化という課題も、金融再生プログラムにおける不良債権処理という大きな目標と整合的でなければならない。すなわち、算入の適正化の開始時期は、可及的速やかとすることが望ましいものの、不良債権比率の半減目標を達成した以降とすることが望ましい<sup>2</sup>。

なお、前述したように、現在政府全体としてもデフレ克服に取り組んでいるところであり、こうしたマクロ経済政策上の目標との整合性にも留意しなければならない。

### (3) 税制との関係

繰延税金資産は、そもそも企業会計と税務会計の差異や税務上の繰越欠損金によって生じるものであり、特に、わが国においては、無税償却・引当の範囲が極めて限定的であることにより、貸倒引当金等が税法上損金として算入を認められる時点が遅いことが繰延税金資産の発生・増加の大きな要因と言われている。

このような税制の下では、わが国よりも無税償却・引当の範囲が広いと考えられる国と比較した際に、わが国における繰延税金資産の計上額が多くなることは必ずしも不思議ではない。

現在、主要国で自己資本比率規制における繰延税金資産の算入につ

---

<sup>2</sup> 早期是正措置を導入する際に、制度設計を行う上で同様の留意点が考慮されている。

「早期是正措置は金融機関を破綻に追い込むことを目的としたものではなく、制度導入時において多くの金融機関が達成不可能となる基準を設けるべきではない。米国においては金融機関の不良債権処理に概ね目途がついたとされる92年末に早期是正措置が導入されたのと比べると、我が国においては、金融機関全体としては不良債権の処理が進んでいるもののなお状況は区々であり、制度導入時の環境は異なるとの見方がある。また、先般の金融ビッグバン構想にあるように、2001年までに金融・資本市場の活性化策と不良債権処理を車の両輪として進めていかねばならないという事情にもある。このような状況の下では、早期是正措置の導入により金融機関に貸し渋りが生じる等、实体经济に大きな悪影響が生ずることのないよう配慮することも必要である。」(早期是正措置に関する検討会)の「中間とりまとめ」(平成8年12月26日)より

いて特別の取扱いを行っているのは米国だけであるが、算入の適正化に当たっては、その背景も考慮することが望ましい。

繰延税金資産に関しては、平成16年度税制改正において、金融庁から貸倒れに係る無税償却・引当の範囲拡大、欠損金の繰戻還付の凍結解除・期間延長(1 16年)、欠損金の繰越控除期間の延長(5 10年)を一体的に実施することを要望したところである。本要望に関しては、平成15年12月の与党税制改正大綱において、「金融機関の不良債権処理に係る税制上の対応については、金融機関の自己資本に関する金融行政上の対応や関連する企業会計制度の検討とあわせ、納税者間の公平、税制度としての執行可能性を前提に、金融機関や財政に及ぼす影響等を踏まえ、検討する。」とされたところである<sup>3</sup>。

金融庁では、平成17年度税制改正に向けて、さらに検討を進めていくことにしているところであるが、上記の税制改正が一体として実現した場合には、監督上の規制においてもその状況に応じ検討することが考えられる。

#### 4. ダブル・ギアリングについて

ダブル・ギアリングについては、わが国においては関係の深い生命保険会社と金融機関が相互に資本を持ち合っており、金融システムを脆弱なものとしていることから、自己資本比率の算出に当たってはこのような相互持合いを自己資本から控除する必要があるとの指摘がある。

一方、新BIS規制の第3次市中協議案においては「保険子会社に対する銀行の株式及びその他の規制上の資本に対する投資並びに保険会社に対する重大な少数持分投資を控除することが適当であると考えている」とされており、わが国においては、こうした新BIS規制の議論を受け、既に、保険子法人等・関連法人等に対する出資等は自己資本から控除するよう措置されている。

ダブル・ギアリングについて、このような措置のみでは除去できない弊害があるのであれば、まず、信用リスクや与信集中リスク(業種集中リスク等)の適

---

<sup>3</sup> 欠損金の繰越控除期間の延長については、平成16年度税制改正において全産業を対象に5年から7年に延長することとされた。

切な管理の確保を、新BIS規制の第2の柱(監督上の検証)、第3の柱(市場規律)の中で図るべきであるとの意見があった<sup>4</sup>。また、この問題については、資本調達において、金融機関が優越的地位を乱用することが防止されている限り、市場規律が働くという指摘もある。

(注) 昨今の金融機関等の資本調達においては、資本拠出者の側が、価格・利回り等の条件が適切か、資本拠出先の金融機関等の将来収益は大丈夫か、将来的に株主代表訴訟等のリーガル・リスクはないかという観点について、十分に吟味した上で資本拠出を決定するようになってきているとの指摘がある。

ダブル・ギアリングについて現行規制では除去できない弊害があるのであれば、このような対応がなされることが適当であり、自己資本比率規制において新たな規制を課す必要はないという意見が大勢であった。

これに対して、少数意見として、金融機関と保険会社の資本の相互持合いについては、少なくとも相互持合いのうち少ない額を規制上の自己資本から控除すべきである、とする意見があった。

---

<sup>4</sup> 新BIS規制の第2の柱(監督上の検証)

新BIS規制では、銀行自身に、それぞれの業務戦略等に応じたリスク及び自己資本水準の評価体系を確立することを求めており、監督当局は、与信集中リスク等、規制上の自己資本比率を算出する際には必ずしも定量化されていないリスクも含めて、銀行の自己評価を検査・監督を通じ検証のうえ、必要があれば監督上の対応を採る必要があるとされている。

おわりに

平成15年2月以降、15回にわたりワーキンググループの会合を開催した。この間、平成15年7月にワーキンググループから経過報告が公表された。

この経過報告に基づく金融庁からの要請を踏まえて、平成15年9月中間決算から主要行の繰延税金資産の情報開示の拡充が行われ、繰延税金資産に対する市場の監視が機能するよう措置された。

さらに、各行の経営努力等により自己資本に対する繰延税金資産の割合が低下してきている。これは、「繰延税金資産の自己資本に対する割合が将来的に低下していくことが望ましい」という経過報告の認識に応える好ましい動きであると考えられる。

今後は、わが国金融システム全体に対する信認を確保するためにも、監督当局においてはこうした好ましい動きをさらに促進していくよう努めることが必要である。

本報告は、繰延税金資産の監督上の取扱い等についての基本的な考え方をまとめたものである。その中では、金融システムへの影響、マクロ経済政策との整合性、不良債権処理目標との整合性、及び税制との関係に留意しつつ、自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化を行うことが適当との意見が大勢を占めた。また、その他にそれぞれの論点について多様な意見が示された。

監督当局は、このような本報告の内容を踏まえて、繰延税金資産の具体的な監督上の取扱いについて十分な検討を行った上で主体的に判断していくことが必要である。なお、現在、バーゼル銀行監督委員会において自己資本比率規制の大幅な見直し作業が行われているところであり、検討の際にはこのような議論の動向にも十分な注意を払い、国際的にみても説得力のあるものにする必要がある。